# 古賀市自治基本条例(仮称)策定委員会

# 会長・副会長のしごと

会長・副会長は、委員のうちから互選することとしています。 会長は策定委員会の代表者であり、副会長は、その補佐を行うことになります。

#### ○主な役割

### 【会長】

- 毎回の会議の挨拶(はじめのあいさつ)
- ・議事の進行(全体スケジュール・傍聴のきまり・条例素案の確定等)※議事以外(グループワークなど)の進行は、ファシリテーター(今井さん・村田さん)が行います。
- ・起草部会(仮称)委員の指名、参加(1回/月)※起草部会は、ファシリテーター(進行)・市職員(事務局・文書法制担当課)が参加します。
- ・諮問を市長より受取、答申(条例素案)を市長へ手渡す。

### 【副会長】

- 会長の補佐、会長不在時の代理
- ・起草部会(仮称)への参加(1回/月)

### 【古賀市自治基本条例(仮称)策定委員会条例(抜粋)】

# 第5条(会長及び副会長)

委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### 第6条(会議)

委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### 用語説明

【互選】: 関係者の中からある役に就く人を 互いに選挙して選び出すこと。

【総理】: 全体を統一して管理すること。また、その役に当たる人。

【ファシリテーター】:会議やミーティングなど複数の人が集う場において、進行を務める人のこと。 中立な立場を守り、参加者の心の動きや状況を見ながらプログラムを進行していく人。問題の解 決や合意の形成に導く役割をする人。